

カントリーパーク新浜 規約

第1条（名称）

この会の名称を以下のとおりとする。

カントリーパーク新浜

第2条（会の目的）

新浜の集団移転跡地に残る田んぼや畑を活用して、地元固有の自然の生態系に配慮した持続可能な農業を行い、新浜のにぎわいの創出に貢献することを目的にする。

第3条（活動）

この会は、前条の目的を達するために、以下の事業を行う。

- 1) 水生生物など地元の生態系を守る水辺ビオトープづくり
- 2) メダカと共生できる冬水田んぼの実践
- 3) 農薬・化学肥料を使わない自然農法による米作り
- 4) 海岸林の生態系に配慮した新浜海岸を再生するため、ハマボウフウ・ハマナス・松の苗づくり
- 5) 小学校や市民と連携し調和した環境学習の取組み
- 6) その他、新浜町内会のまちづくり事業と連携した取組み

第4条（加入、脱会、会費）

この会の目的に賛同する個人、法人であれば、随時入会ができる。入会を希望する者は、事務局に文書で申し出るものとし、役員会の承認を受けて会員となる

2 退会は、原則文書で、事務局に申し出るものとする。役員会の承認を受けた時点で、退会となる。

3 2026年度は、会員（特別法人を除く）の年会費を一律3,000円とする。

第5条（会議）

会議は総会と役員会をもって構成する。

2 総会は代表が招集して、原則年度中に1回開催し、会員の3分の2以上の出席で成立する。議長を選出および議事の採択は、出席した会員の過半数をもって決する。

3 役員会は、代表、副代表、顧問、理事、事務長、事務次長、監事、各専門部の部長をもって構成する。代表の招集、ないしは役員会構成員の3分の1以上の求めにより開催し、運営に必要な事項を役員会構成員の過半数をもって決する。

第6条（役員）

この会に、以下の役員を置く。

代表 1名、理事 若干名、事務長 1名、監事 2名

2 なお、役員会が必要と認めるときは、副代表1名、顧問若干名、事務次長若干名、各専門部の部長1名を設けることができる。

3 役員は、総会において会員の中から選出する。役職ごとに投票を行い、出席した会員の過半数を超える得票をもって承認する。得票が過半数に至らない場合は、得票数上位2名で決選投票を行い、得票の多い者を選出する。

第7条（役員の任期）

役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。任期途中で就任した場合は、前任者の任期を引き継ぐ。

第8条（代表、理事、事務長）

代表は会を代表し、円滑な運営に努める。

2 理事は会務執行のために必要となる事項を審議・議決する。

3 事務長は、代表を補佐し、会の事務を遂行する。

第9条（監事）

監事は、理事の業務執行および団体の財産の状況を監査する。

2 監事は、業務執行または会計に関して不正または著しい不当があると認めたときは、速やかに総会に報告しなければならない。

3 監事は、業務執行または会計に関する報告を役員に求め、または帳簿・書類その他必要な資料を閲覧し調査することができる。

4 監事は、総会に出席し、監査の結果を報告し意見を述べることができる。

第10条（会計）

本会の経費は、会費、協賛、寄付、繰越金、補助金、その他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、3月1日から翌年の2月末日までとする。

ただし、初年度は発足日から翌年の2月末日までとする。

3 前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て、総会を年1回、2月又は3月に招集し決算報告する。

4 本会は、会員に対して1年に1回以上の会計報告を行う。

第11条（規約改正）

この規約は、総会において会員の過半数の同意をもって改正することができる。

第12条（所在地）

カントリーパーク新浜の所在地及び事務局の所在地を以下に置く。

耕作地・ビオトープ・野外活動支援施設

仙台市宮城野区岡田字砂山

事務局

〒984-0003 仙台市若林区六丁の目北町3-53

附 則

1) 設立年月日は、2017（平成29）年11月15日とする。

2) この規約は2017（平成29）年11月15日から施行する。

3) 2017年11月15日の設立総会で、以下の役員を選出。

代表 澤口義男

事務長 遠藤耕志

4) 2020年11月2日の総会で、環境部の設置と以下の担当者の選任を行った。

環境部長 棟方有宗

事務次長 町川ちひろ

会計担当 遠藤源一郎

5) 2020年2月28日総会で、第6条（役員）のうち監事を2名に変更した。

6) 2022年2月27日の総会で、以下の担当者の選任を行った。

監事 千葉久子

理事兼環境部長 遠藤源一郎

7) 2023年3月4日の総会で、以下の担当者の選任を行った。

監事 大浪聡子

8) 2025年10月26日付で、第9条（監事）の条項を追記した。

9) 2026年3月8日の総会で、以下の役員が改選された。

代表 瀬戸 勲

副代表 平吹喜彦

顧問 澤口義男

事務次長・理事 棟方有宗

農業部長・理事 鈴木正可

また、規約改定の必要性が合意された。抜本的な変更は2026年度に慎重な検討を経て実行することとし、先ずはこの議論を踏まえた必要最小限の修正を代表・副代表に一任して行うこととした。

以上